時間外労働・休日労働に関する協定書（例）

枚方市立　　　　　　学校　校長　　　　　　と　職員代表者　　　　　 　は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、時間外労働及び休日の労働について、次のとおり締結する。

（使用者の責務）

1. 職員に時間外労働及び休日労働を命じるときは、この協定に従い、業務上の必要のある場合に、

職員の健康と福祉について十分配慮した上で必要最小限の範囲内で行うものとする。

（時間外労働、休日労働を必要とする業務の内容等）

第２条　時間外労働及び休日労働をさせる必要のある具体的理由

　(１) 給与・旅費・学校会計に関する業務であってかぎられた期間内に業務を行う必要があるとき。

(２) 施設、環境整備に関する業務であってかぎられた期間内に業務を行う必要があるとき。

(３) 児童・生徒の事務処理に関する業務であってかぎられた期間内に業務を行う必要があるとき。

(４) 栄養管理、給食調理等に関する業務であってかぎられた期間内に業務を行う必要があるとき。

**※　対象の栄養職員の在籍する職場に必要な条文になります**

(５) 時間外又は休日に及ぶ学校行事、研修会及び会議等を行う必要があるとき。

・時間外労働、休日労働を可能とする具体的理由（業務内容）は例示です。

・各学校や、対象職員の実状・意向を反映して、検討の上、加筆や除外などで対応してください。

（業務の種類及び職員数）

第３条　時間外労働及び休日労働をさせる必要がある業務及び職員数は次のとおりとする。

　①一般事務を行う事務職員　　　　人

　②献立の作成及び学校給食用物資の選定等を行う栄養職員　　　人

（限度時間：延長することができる労働時間）

第４条　本協定によって延長することができる労働時間（所定労働時間を超える時間）は、

・規則で月45時間、年３６０時間の上限の範囲内で設定します。

・１日の上限は法令などではないものの、市教委は４時間の範囲内でとしています。

・法令の趣旨から最小限の範囲での設定が示されていますが、各学校、職員の実状、意向を反映した時間数で設定します。

１日について　　　時間、  
１か月について　　　時間、

1年間について　　　時間とする。

　※　「協定届」では

「法定労働時間」の上限時間と「所定労働時間」の上限時間の記入個所があります。

法定労働時間（１日８時間）と所定労働時間(７時間４５分)の１日１５分ずれがあるので、上限時間もそのずれを記入します。

（厚生労働省リーフ「２１年４月～３６協定届が新しくなります」参照）

（休日労働）

第５条　①　休日労働は、原則として１月につき　　日を超えないものとする。１日の労働時間は７時間４５分以内とする。（休日には週休日、その他勤務を要しない日を含む）

　　　　②　休日労働で、法定休日については1月につき　　日以内とする。

・協定届には法定休日（週１日の休日）について休日労働できる日数を記入します。

・協定書でも「法定休日についての、休日労働日」として１月に何日という設定でも、法令上は問題ありません。

・協定書では、土日の週休日、祝日など勤務を要しない日も含めた休日のうちの勤務できる日も含めて明記すれば、より明確に対応できます。

・厚労省の指針で「休日労働の日数はできる限り最小限にとどめる」努力を求めています。

・実際の日数設定については、各学校、職員の実状、意向を反映した日数を設定してください。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、　　　年　　月１日から１年間とする。

・市教委の協定届ひな形で、６月１日から翌年５月３１日までを有効期間としています。

・「協定届」に記載する「起算日」は時間外・休日労働の年間合計を計算するための出発日となります。

・そのため起算日は協定が適用される初日(６月１日)になります。

・

（その他）

第７条　勤務時間内に校務を終了させることが原則であり、校長は、可能な限り時間外勤務を命じないよう努めるものとする。

２　その他、この協定に基づく時間外労働及び休日労働に関し必要な事項は、双方協議のうえこれを定めるものとする。

年　　月　　日

使 用 者　学校名　枚方市立学校

職・氏名　校長印

　職員代表　学校名　枚方市立　学校

職・氏名　　　　　　　　　　　印

・協定書には、定められた様式はありません。外部機関への提出も原則必要ありません。

・作成した協定書は、校長と、職員代表など職員側でそれぞれ１部ずつ保管するとともに、内部系パソコンに保存個所を周知して保存する。文書を職員室の分かりやすい場所に掲示するなどして、職員全体に周知することが必要です。

・「協定届」そのものには押印は必要ありませんが、「協定書」を兼ねることもできるのでその場合、使用者、職場代表名に署名か記名・押印が必要と厚生労働省が示しています。

・協定届と別に協定書を作成する場合は、協定書には署名か記名・押印が必要とされます。